

埼高広連第 54 号  
千広総第 40 号  
21 東広総総第 64 号  
神広総第 93 号  
平成 21 年 6 月 19 日

厚生労働大臣 舩添 要一 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健治

千葉県後期高齢者医療広域連合長 藤代 孝七

東京都後期高齢者医療広域連合長 多田 正見

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 服部 信明

#### 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に対する要望

初夏の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、後期高齢者医療広域連合の運営に際し、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。また、制度開始当初より様々な形で寄せられている意見・要望に対し迅速かつ真摯に取り組まれ、御尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年 4 月に与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、「高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方」が取りまとめられました。国におかれましても、速やかに対応すべき課題や、短期的あるいは中期的な課題について検討・協議を重ね、必要な見直しを図るべく準備を進めているものと御推察いたします。

私ども広域連合においても、先般打ち出された 8.5 割軽減の平成 21 年度における継続など、市区町村と連携を図りながら着実に取り組んでいるところですが、今後とも様々な施策が展開される中、その実施に伴う財政支援や広域連合及び市区町村の十分な準備期

間の確保等が重要であり、また、国民が納得できるよう更なる制度の周知を徹底して行くことが必要であると考えております。

このような課題は全国共通のものではありますが、特に、多くの被保険者、関係者及び関係団体を抱え、財政規模も大きい一都三県の広域連合は、安定的な制度運営に支障をきたすことがないよう一層の努力が必要であると痛感いたしております。

今般、一都三県広域連合では、制度のさらなる安定的な運営を図るために、下記について総意をもって国に要望することといたしました。

国におかれましては、積極的に対応いただけますよう強く要望いたします。

## 記

### 1. 制度改正等について～周知徹底と財源確保～

今後、短期的あるいは中長期的課題について必要な見直しが行われていくものと考えますが、個々の見直しごとに広域連合及び市区町村等の意見を聴取するとともに、十分な準備期間の確保及び国民（若年層を含む）や医療関係機関に対する制度周知の徹底等を図られたいこと。

また、制度改正等に係る必要な財源については、全額国において確保するとともに、諸準備に要する費用についても適切に財源補填を行うこと。

個別の制度改正については、

- 被用者保険の被保険者の継続加入については、混乱を招かないよう、被保険者を始め、関係機関等に対して説明責任を十分に果たすとともに、保険料算定やその他事務処理に支障をきたすことのないよう、被扶養者の扱いも含め、その具体的な手続きや今後の流れについて速やかに示すこと。
- 保険料の軽減判定を個人単位で判定することや複数の年金を受給する者は、主たる年金から特別徴収できるよう制度改正等を行うこと。
- 保険料について、年金からの支払いを選択された場合についても、世帯としての税負担が増えるなど、特別徴収の被保険者に不利益が生じることがないように税制改正の要望等を確実に取り組むこと。

### 2. 調整交付金等の確保について

広域連合の財政運営の安定を図るため、国は調整交付金、国庫負担金、国庫補助金等の交付について、年間交付計画等を明確にするとともに速やかに交付すること。

また、交付される調整交付金に不足がある場合、財政運営に支障をきたさないようにするには、保険料収入において、その不足分を補うしかなく、その結果、都道府県単位で見た場合、「被保険者の保険料は医療給付費等の約1割」という国の広報と大幅に乖離し、被保険者の理解は得られない。

については、被保険者の保険料の負担割合に影響が及ばないよう、療養給付に対する定率交付は4/12を確保し、広域連合間の所得格差を調整する「調整交付金」は別枠で調整額を確保するよう改められたいこと。

### 3. 保健(健診)事業等への財政支援について

後期高齢者に対する保健(健診)事業や医療費適正化事業は、医療費抑制、介護予防の観点から非常に重要であると考える。

については、保健(健診)事業に対する財政支援を継続・拡充するとともに、特に医療費適正化事業は、現在の国庫補助対象事業のみならず、医療費通知発送やレセプト点検ほか既存の取組の重要性も考慮した財政支援を行うこと。

### 4. 電算システムの改修等について

電算システムの安定化・適正化に向け、改修した電算システムは十分な検証(動作確認及び関連システムとの連携テスト)を実施するとともに、各広域連合において十分な確認期間が確保されるよう配慮すること。加えて、標準システム研究会をさらに有効活用し、より一層、現場の実務に即した対応策を講じること。

また、電算システム改修等に要する経費については、国の責任において万全の措置を講じること。

### 5. 保険者機能の強化に向けた都道府県の関与のあり方について

広域連合は市区町村を指導・監督できる権限を有しておらず、そもそもそのような性質の組織ではないことを踏まえると、市区町村の役割とされている保険料の収納や市区町村の関与が欠かせない医療費適正化事業などにかかる取組を効果的に実施し、保険者機能を強化していくためには、都道府県の主体的かつ積極的な関与が強く求められるところである。

については、与党プロジェクトチームで検討課題として挙げられて以来、議論が続けられている「都道府県の関与のあり方」について、早急に方針を示すとともに、昨年度の政令改正で明文化した広報や相談における市区町村の役割のように、都道府県の具体的な役割を明示すること。